



平成 26 年 8 月の広島土砂災害により被害を受けられた方へ

この度の広島土砂災害により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の土砂災害により被害を受けられた次のような方には、次の税制上の措置（手続）等がありますのでご確認ください。

災害により住宅や家財などに損害を受けた方

- 確定申告を行うことで「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合があります。
- 確定申告前に「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。
- 確定申告の前に「予定納税の減額」を受けられる場合があります。

災害により申告等が期限までにできない方

- 申告等について、期限の延長を受けられる場合があります。

災害により納税が困難な方

- 納付期限までに納税が困難な場合は、納税の猶予を受けられる場合があります。

詳しくは、裏面をご覧ください。

詳しくは、広島国税局HPをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせ下さい。

広島国税局HP (www.nta.go.jp/hiroshima/)

※トップ画面から「災害により被害を受けた皆様へ」を選択してください。

広島北税務署 Tel.(082)814-2111

広島東税務署 Tel.(082)227-1155

広島南税務署 Tel.(082)253-3281

広島西税務署 Tel.(082)234-3110

※音声案内の後【1】を押して「電話相談センター」を選択してください。

災害により住宅や家財などに損害を受けた方

【所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減】

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことで、所得税及び復興特別所得税の軽減を受けられる場合があります。

【源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付】

給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける方が災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、申請に基づき、確定申告前に、その支払を受ける給与、公的年金等、報酬又は料金について、「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。

【所得税及び復興特別所得税の予定納税の減額】

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、第2期分の予定納税額について、「予定納税額の減額申請書」を提出することで、確定申告の前に予定納税の減額を受けられる場合があります。

災害により申告等が期限までにできない方

【申告などの期限の延長】

災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される場合があります。

なお、提出書類は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」となります。

災害により納税が困難な方

【納税の猶予】

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、申請をすることによって、納税の猶予を受けられる場合があります。

詳しくは、**広島国税局ホームページ**をご覧ください。か、**最寄りの税務署までお問い合わせ下さい。**